

# 地区防災計画作成の手引き

・・・計画のひな形・・・



上野原市防災

Disaster prevention Uenohara

まずはここから → → → 徐々に充実  
出来ることから少しずつ

上野原市

令和6年8月



# 第1章 はじめに・・・

## 1. 制度の背景

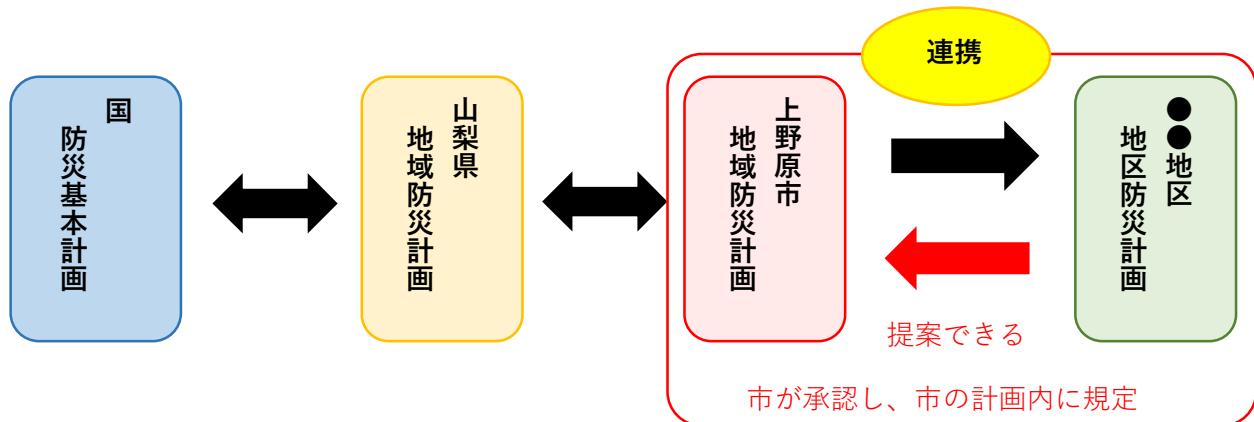
東日本大震災では、地域住民自身による自助、地域コミュニティにおける共助が、避難誘導、避難所運営等において重要な役割を果たしました。

このような共助による地域防災力強化の観点から、平成25年災害対策基本法改正において、地域コミュニティの地区居住者等による防災活動に関する「地区防災計画制度」が創設されました。

## 2. 地区防災計画とは

地区防災計画とは、市内の一定の地区の居住者及び事業者（以下、「地区等」という。）が、自分たちのまちに災害が起こることを想定し、日頃の準備や災害時の行動など自発的な防災活動に関する内容を記載して策定する計画です。

この計画を市防災会議（市地域防災計画を策定する会議）に対して提案を行うことになっており、市地域防災計画の中に同計画が規定されることによって、市と地区等が連携して防災力を向上させることを目的としています。



## 3. 本手引きの使い方

本手引きは、地区防災計画作成に着手しやすいよう内閣府の「地区防災計画ガイドライン」や先進事例を参考に必要最低限の内容をひな形にして例示したものです。まずはここから着手し、徐々に充実させましょう。

これはあくまでも例示になります。大切なことは、地区等の実情に沿って作成することです。必要に応じて内閣府のガイドラインも参考にして取り組んでください。

■内閣府 地区防災計画ガイドライン

URL : <https://www.bousai.go.jp/kyoiku/chikubousai/index.html>



この資料に使用しているひな形は市公式ホームページからダウンロードできます。

URL : <https://www.city.uenohara.yamanashi.jp/site/bousai/1016443.html>

# 第2章 地区防災計画の策定について

## 1. 地区防災計画ガイドライン

内閣府では地区防災計画ガイドラインにおいて次のとおり地区防災計画の項目の例（イメージ）を示しています。

以下の地区防災計画の項目の例は、あくまでもイメージです。

各地区の特性に応じて、実際に地域コミュニティの住民等の意向を反映する形で、実際に実践することができる防災計画を作成することが重要です。

### △△地区防災計画

#### 1 計画の対象地区の範囲

△△市△△町

#### 2 基本的な考え方

- (1) 基本方針（目的）
- (2) 活動目標
- (3) 長期的な活動計画

#### 3 地区の特性

- (1) 自然特性
- (2) 社会特性
- (3) 防災マップ

#### 4 防災活動の内容

- (1) 防災活動の体制（班編成）
- (2) 平常時の活動
- (3) 発災直前の活動
- (4) 災害時の活動
- (5) 復旧・復興期の活動
- (6) 市町村等、消防団、各種地域団体、ボランティア等との連携

#### 5 実践と検証

- (1) 防災訓練の実施・検証
- (2) 防災意識の普及啓発
- (3) 計画の見直し

## 2. 計画策定の体制

計画の策定や活動の継続には、意識を共有したメンバーが必要となります。このため、計画策定段階から話し合いのメンバーを決めておくことが重要です。（例：防災会・区役員、地域防災リーダー、民生委員、消防団など）

## 3. 計画のひな形と記載例

内閣府の示す項目例を参考に作成したひな形です。先に示したとおり、あくまでも例示になりますので、地区等の実情に沿って修正を加えて作成してください。

ひな形内の赤字は、例文または注意事項等です。例文や様式をそのまま使用して単に計画を作っても意味がありません。必ず話し合い、地域で起こり得る災害と被害をイメージし、地域の実態に沿った実行性のある計画を作成しましょう。

(以下ひな形例示)

●●地区防災計画

写真やイメージを添付

令和〇〇年〇〇月

# 1. 計画の対象地区の範囲

行政区、防災会、自治会（●丁目～●丁目）など

- ・ ●●地区防災会
- ・ ●●自治会

※規約等で防災に取り組むことが明記されている組織が望ましい。

# 2. 基本的な考え方

## （1）基本方針

地域が統一した意識で活動できるように方針を決めましょう。

- ・自分の命は自分で守り（自助）、みんなで協力し地域を守る。
- ・一人一人が自分と家族を守り、地域全体で災害を乗り切ろう。

## （2）活動目標

方針に基づいた具体的な目標を決めましょう。

- ・誰もが安心して過ごせる地域づくり
- ・一人も取り残さない防災活動
- ・72時間を地域で生き抜く防災体制の構築

## （3）長期的な活動計画

役員の交代等により防災体制や意識の衰退を防ぐような持続可能な活動を考えましょう。

- ・取り組みを継続できるよう、市が実施する地域防災リーダー養成講習の受講者を増やし、人材育成に努める。
- ・各家庭のマイ・タイムラインを作成するための支援を行う。
- ・家具の転倒防止対策に支援が必要な方には率先して協力し、発災時の救出救助の件数の抑制に努める。
- ・日頃から隣近所とのコミュニケーションをとり、災害時の安否確認に必要な世帯構成等の把握に努める。

### 3. 地区の特性

#### (1) 自然特性

複数人で意見交換しながら自分の地域の特性（強みや弱み）について整理しましょう。

市街地、山間地、河川沿いなど

- ・土地にあまり起伏がなく土砂災害のリスクはあまりないが、建物が密集しているため、火事や家屋の倒壊に注意が必要な地形。
- ・地域全てが土砂災害警戒区域内であり、住家も法面や崖側に点在している。
- ・沢水を引いていたり井戸を利用している家が多い。
- ・地域外へ出る道が1本しかなく、台風や雪のときにはよく孤立する。

#### (2) 社会特性

自然特性と同様に整理しましょう。

人口比率（少子高齢化等）、外国人の割合、昼と夜の人口割合など

- ・平日日中は都内に通勤、通学している人が多く地域内には高齢者が多い。
- ・高齢化率が高いが支援が必要な人は少なく、コミュニケーションがとれている。
- ・アパートが多く人口が多いが隣近所の付き合いがない。

#### (3) 災害リスク

地域内で発生する可能性がある災害について整理しましょう。また、その災害により発生する可能性がある被害も整理しましょう。

（災害：地震、土砂災害、洪水、火山、雪、火事 など）

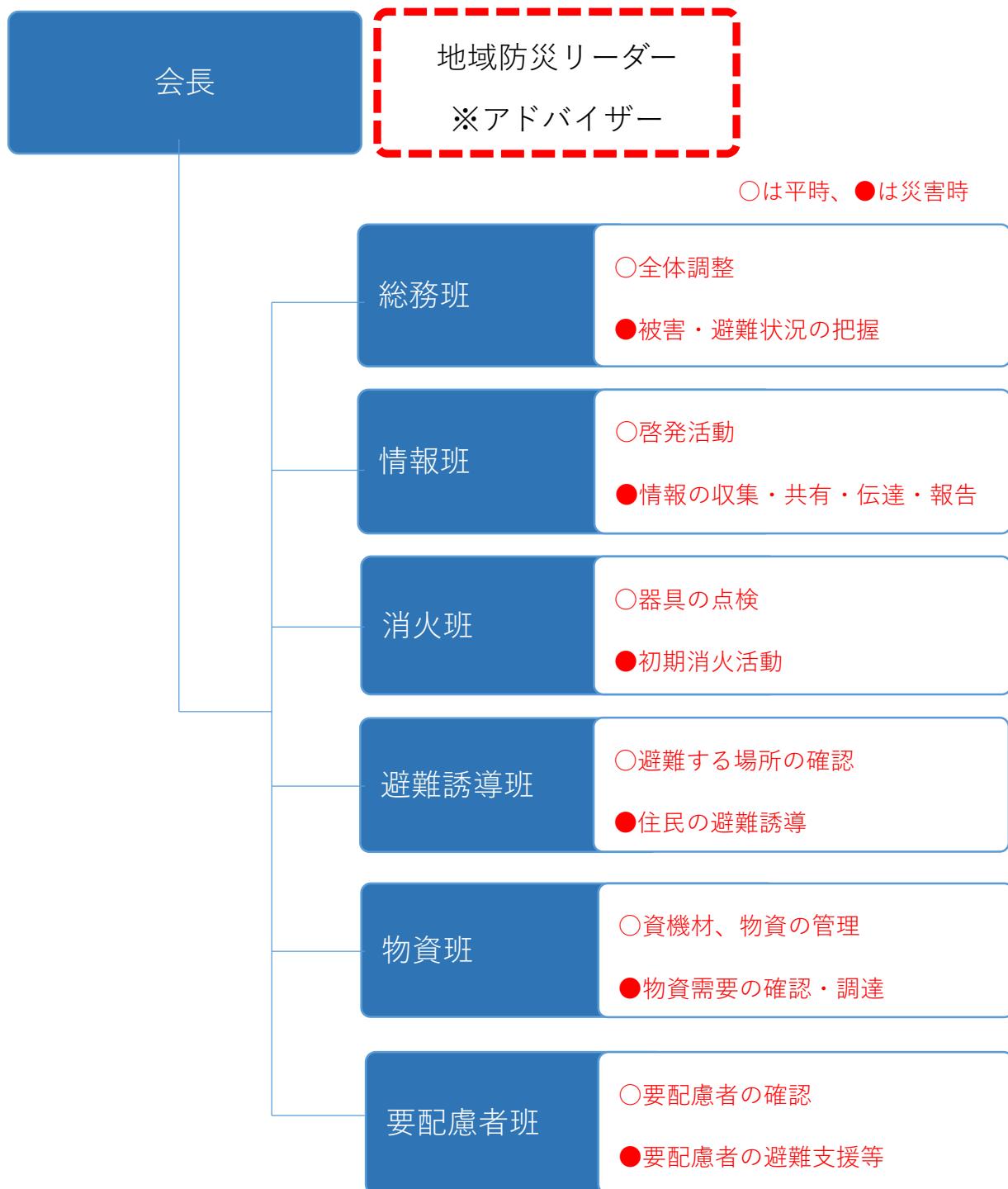
（被害：孤立、停電、断水、物資の不足、建物倒壊 など）

- ・市街地との連絡道路が1本で地震による崖崩れや大雨による土砂崩落により孤立する恐れがある。また、地域のほとんどが土砂災害警戒区域となっており、停電、断水、かつ、地域内の集落単位で孤立する可能性がある。さらに、平日日中に災害により孤立した場合は、都内への通勤、通学者は帰って来れないため、地域内に残された住民（多くは女性、高齢者）で災害対応にあたることとなる。
- ・土砂災害、洪水被害はないが、地域内には住宅が密集している区域があり、地震時には火災での延焼、建物倒壊のリスクが高い。また、高速道路、国道、JR等の寸断による物流の停止により、物資が不足する。これは、大雪時や富士山噴火による火山灰が降った場合も同様である。

## 4. 防災活動の内容

### (1) 防災活動の体制（班編制）

役員数や人口等に応じて班を増やしたり、統合したりして地域の体制に合った組織にしましょう。また、市で実施している「地域防災リーダー要請講習」の修了者を位置づけることも検討しましょう。



(2) 平常時の活動

活動項目	活動内容	実施時期
防災訓練	市の総合防災訓練を実施する。安否確認、避難誘導、情報伝達等を実施する。	8月下旬
個別訓練	消火訓練、応急手当訓練、炊き出し訓練等を実施する。	年2回
意識啓発活動	地区行事の際や回覧等を利用して防災対策について周知する。	隨時
地域内の点検	地域内の危険な場所を把握し、避難ルート等を確認する。	5月
支援体制の確認	避難行動要支援者名簿に対し、災害種別毎に避難支援ができるよう情報共有し、体制を整える。	6月
資機材の点検	資機材がどこに何がどれくらいあるのか確認し動作確認や点検する。	10月
計画見直し	計画と実績を検証し必要に応じ計画を見直す。	3月

年間に実施する活動内容を記載しましょう。

(3) 発災直前の活動（土砂災害、洪水災害のみ）

活動名	担当	活動内容
情報収集	情報班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・甲府地方気象台、市等からの情報を把握する。</li> <li>・公共交通機関の状況を確認する。</li> </ul>
連絡体制の確認	総務班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各班との連絡がとれる体制を確認する。</li> <li>・地域の集会所等の空き状況を確認する。</li> </ul>
状況把握	要配慮者班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要配慮者の所在を確認する。</li> <li>・避難行動要支援者へ連絡する。</li> </ul>
避難誘導	避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・早めの避難を促し、必要に応じて支援する。</li> <li>・要配慮者班と情報共有する。</li> </ul>

災害の種別や警戒情報のレベルによってどのような行動をとるか、事前に確認しておき、早めの対応を心がけましょう。

災害時の活動は、災害の種類によって行動が異なりますので、地震、土砂災害、

(4) 災害時の活動 洪水など災害別に作成することが望ましいです。

活動名	担当	活動内容
安否確認等の集計	総務班	<ul style="list-style-type: none"><li>各組等から一時避難所への避難状況や安否確認情報を把握する。</li><li>避難時における地域内の被害状況を把握する。</li></ul>
情報収集・共有	情報班	<ul style="list-style-type: none"><li>地域内の状況を各班と共有する。</li></ul>
初期消火	消防班	<ul style="list-style-type: none"><li>消火器、消火栓、バケツリレー等により初期消火活動を行う。</li><li>初期の活動が終了した後には他の班の応援や炊き出し等を行う。</li></ul>
避難誘導	避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"><li>地区で定める一時避難所や避難所へ避難誘導</li><li>指定避難所へ避難誘導</li><li>初期の活動が終了した後には他の班の応援や炊き出し等を行う。</li></ul>
要配慮者の支援	要配慮者班	<ul style="list-style-type: none"><li>要配慮者の避難支援等を行う。</li></ul>
情報伝達	会長等	<ul style="list-style-type: none"><li><u>地区防災会長もしくは市対策本部へ地域の被害状況等を伝達する。</u></li></ul>
避難所運営	全班	<ul style="list-style-type: none"><li><u>●●集会所を避難所として開設し運営する。</u></li><li><u>市指定避難所の解錠に協力し、避難所を運営する。</u></li></ul>
物資の供給	物資班	<ul style="list-style-type: none"><li>支援物資の管理及び要請</li><li>指定避難所や物資拠点での物資受け取り。</li></ul>

発災直後は、行政の支援や救助が届かないため、自助、共助が重要です。  
地域の力で3日間（72時間）を生き延びる体制を考えましょう。

※地震を想定して「市災害対策本部に対する被害状況の報告」と「市指定避難所の解錠に協力すること、避難所を運営すること」については、必ず記載してください。

(5) 復旧・復興期の活動

活動名	担当	活動内容
生活支援	要配慮者班 その他の班	・生活再建に必要な手続き等の支援を行う。
炊き出し	消防班 避難誘導班	・炊き出しを行い、被災者へ運搬する。

ライフラインの状況や建物の被害状況によっては、避難生活が長期間に及ぶ場合があります。通常の生活を取り戻すまで、地域一丸となって被災者への支援をしましょう。

## (6) 他団体等の連携

団体名	活動内容
●●会社	・「駐車場の提供に関する協定書」に基づく避難場所の確保
●●商店	・「支援物資の提供に関する協定書」に基づく被災者への食料の提供
●●事務所	・要配慮者に対する避難誘導の支援協力

添付資料：防災マップ、一時避難所及び指定避難所、資機材リスト など

地域内にある事業所、団体、専門家などとの協力はとても重要です。協力してもらえる事業所等がないか確認して、必要な内容について協定書などの書面で取り交わしておくとよいです。

# 地区防災マップ<sup>°</sup>

防災に関連する施設や場所などを視覚的にわかるようにしておきましょう。

# 一時避難所及び指定避難所等

類別	施設名	住所
一時避難所	○○○宅庭 (○○組)	上野原市○○
	○○○駐車場 (○○組)	上野原市○○付近 (○○商店横)
指定避難所	上野原小学校	上野原市上野原 3454
指定緊急避難場所	上野原中学校	上野原市上野原 9191

## 資機材リスト

資機材は、物品名が同じでも規格等に違いがあるため、できるだけ大きさや性能等を記載する必要があります。また、お金をかけずに有事の際には借用できるようにしておくことも1つの方法

物品	数量	保管場所	備考
ノコギリ	○○個	○○区防災倉庫	
バール	·····	○○○宅から借用	長さ○○○cm
ジャッキ	·····	·····	油圧タイプ
発電機	·····	·····	発電量○○○
投光機	·····	·····	L E D ○○ルーム ン
○○○	·····	·····	

内閣府の地区防災計画ガイドラインにおける地区防災計画の項目のうち、「5 実証と検証」については、本手引きの「4. 防災活動の内容」、「(2) 平常時の活動」において、防災訓練や計画の見直しについて記載してあるため、ここでは割愛しています。訓練内容や計画見直しの手法等について具体的に記載することも検討しましょう。